

名古屋市立大学における臨床研究奨励制度実施要項

(趣旨)

第1条 この要項は、本学における臨床研究の活性化と研究水準の向上を図るため、臨床研究を実施する教職員に対して支給する「臨床研究奨励費」に関し、必要な事項を定めるものとする。

(臨床研究奨励費支給対象の臨床研究)

第2条 臨床研究奨励費支給の対象となる臨床研究は、以下の各号すべての要件を満たすこと。

- (1) 臨床研究法第2条第1項に規定する臨床研究であること。
- (2) 名古屋市立大学に所属する教職員が当該臨床研究の研究責任医師または統括管理者であること。
- (3) 名古屋市立大学臨床研究審査委員会（以下、「CRB」という。）において承認を得たものであること。

2 奨励対象件数は毎年度25件を限度とする。ただし、当該奨励制度予算範囲内において、毎年度25件を超えて奨励対象とすることができるものとする。

(臨床研究奨励費)

第3条 臨床研究奨励費の額は、1研究につき500,000円とする。

2 臨床研究奨励費の支給年度は、次の区分により実施するものとする。

- (1) 毎年9月30日までに申請された場合は、申請日が属する年度における臨床研究奨励費として支給する。
- (2) 毎年10月1日以降に申請された場合は、申請日が属する年度もしくは翌年度における支給のいずれかを選択できるものとする。

(申請者)

第4条 申請者は、以下の各号すべての要件を満たす者とする。

- (1) 申請しようとする日において本学に所属する教職員であること。
- (2) 当該臨床研究の研究責任医師または統括管理者のいずれか本人であること。
- (3) 当該臨床研究を主導的に実施する者であること。

(申請期間)

第5条 申請期間は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

2 当該臨床研究のCRB初回審査承認日の属する年度にのみ申請ができるものとする。

(申請および支給決定の手続)

第6条 申請者は、「臨床研究奨励費申請書（別紙様式1）（以下、「申請書」という。）」を、「臨床研究戦略部（事務局）」に提出するものとする。

2 臨床研究1件につき、「申請書」1枚を作成し、申請する件数は、これを制限しない。

3 申請は随時受け付けるものとする。

4 事務局は、申請書を受け付けた場合、要件を確認した上で随時また速やかに「臨床研究奨励費通知書（別紙様式2）（以下、「通知書」という。）」を申請者に送付する。また通知書を申請者に送付した場合は、送付順に送付番号を付番するものとする。

5 申請者が支給決定の通知書受理時点で教員以外の場合は、速やかに公立大学法人名古屋市立大学研究員規程に定める研究員志願手続きを実施し、研究員となった旨を事務局に連絡するものとする。

(臨床研究奨励費の執行)

第7条 臨床研究奨励費は、原則、支給対象となる臨床研究に必要な費用として執行するもの

とする。

2 臨床研究奨励費は、取得した年度の3月末まで使用可能とする。

(論文発表)

第8条 臨床研究奨励費を取得したものは、当該臨床研究終了後に当該研究に基づき臨床研究中核病院の承認要件に合致する学術雑誌へ論文の投稿を行う義務を負うものとする。

(事務局)

第9条 事務局は臨床研究戦略部（医学研究推進課）に設置する。

(その他)

第10条 この要項に定めない事項は、臨床研究戦略部が別に定める。

附 則

この要項は、令和6年1月30日から施行する。

附 則

この要項は、令和7年1月21日から施行する。

附 則

この要項は、令和7年10月6日から施行する。

附 則

この要項は、令和7年10月23日から施行する。